平成２９年４月

【サクラサイト商法に気をつけて】

【相談】

間違いメールがきっかけで知り合った女性Ａ子とメールのやり取りをしていたところ、別のサイトに誘導され、そこでやり取りを続けた。

　最初は無料だったが途中からメールをするためにポイントの購入が必要になった。もうやめたいと告げたところ、Ａ子の会社の使用人Ｂや経理担当者Ｃと名乗る者からメールが届き、「Ａ子様は実家の事業の後継者だ。費用は会社が負担するので話し相手になってほしい。７万円振り込む」と頼まれた。

　口座番号を知らせ、受け取る手続き（メールで指示された番号を送信する）を繰り返し行った。しかし、結局７万円を受け取ることはできなかった。

　手続きを行うためには繰り返しメール交換が必要で、クレジットでさらに６万円分のポイントを消費した。だまされたのか。

【アドバイス】

このように、出会い系サイト等で言葉巧みに近づき、ポイントを消費させお金をだまし取る手口をサクラサイト商法といいます。サイト運営業者、Ａ子、Ｂ、Ｃは同じ仲間で、消費者がポイントを消費するように仕向けます。

　以前は「４億円の遺産がある。話し相手になってくれた人に遺産を譲りたい」など、いかにも怪しい話が多かったのですが、最近はこの相談者のように間違いメールを装って近づき、少額の支援を持ちかけ、だますケースが多くなっています。

　メールで番号を送信する方法で自分の口座にお金が振り込まれることはありませんが、この手口でだまされている人がたくさんいます。

　解約するためには、勧誘方法について詳しい経緯を書き、クレジット会社、サイト運営業者、決済代行業者に通知する必要があるのですぐに相談してください。今回の場合はセンターが間に入って交渉した結果、利用した代金はすべて解約することができました。しかし、全ての場合で解約できるわけではありません。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（いやや！）　お近くの消費生活センターにつながります。